

中国の倒産手続における債権者委員会の理論と実践

許勝鋒 李成文¹

債権者委員会は、倒産法制度における特有の概念でないが、倒産手続において、債権者委員会は、債権者の集団的意思に従って、管財人の活動及び倒産手続に対する日常的な監督を行い、債権者会議により授権された事項を扱う常設機関である。この制度は、2006年8月27日に公布・施行された「企業破産法」により定められ、また、実務の中で、広範に用いられている。債権者委員会制度の成功的な運行は、ある程度において、債権者の利益を保障し、倒産事件の順調な展開を推し進めた。しかしながら、全体を見ると、その現行法の具体的な規定は、債務者財産に対する管理と換価に対する監督に重点をおいているために、それ以外の面（とりわけ再建型手続において）積極的な役割の発揮することが制限されている。

一、債権者委員会制度の概観

独立した法的主体として、企業法人は、日常的な経営活動において、不可避的に、第三者に対し債務を負うことになる。ところが、負債金額の増加という過程は、実際のところ、債権者の地位が変化していく過程でもある。債権者の視点から見ると、債務者の資産が負債額を上回り、正常的な経営活動が行われている場合、債権者は、契約の当事者という地位に置かれ、権利の実現において、実質的な障害が存在せず、債務者に対し支配権を行使するか否かは問題にならない。これに対し、債務者がだんだん弁済能力を喪失しまたはそのような可能性が生じた際に、債権者は、契約の当事者としての地位がだんだんに変化していき、債務者の経営活動において、契約上の支配力を通じ、影響を及ぼすことになる。さらに、債務者が弁済能力を完全に喪失した際の、債権者の契約上の権利は、株主の権利を超えるようになり、最終的には、会社の役員会及び経営管財人に対し、株主への忠実義務を債権者に向けて求めるようまで至る。この過程において、債務者に対する債権者の影響力の増大につれて、会社に対する株主の支配力は、当然、減少していき、結局、債務者の経営を支配する側は、債権者にいっそう忠実に振舞っていくとともに、注意義務を履行しなければならないのである²。以上のことから見られるように、正常の経営活動から裁判所の裁定に基づく会社更生ないし破産清算の過程において、債務者の最終的な支配権が変化するのであるが、それは、債務者の資産負債及びそれに関連する弁済能力と密接に関わる。この過程において、債権者は、相応しい方法で権利を行使しなければならない。債権者会議を除き、各国の倒産法制は、債権者会議が自律的に常設の監督機関、つまり、債権者委員会を設けることに対し、普遍的に同意している。債権者委員会は、根本的に、倒産法制の価値の実現を促進し、よって、債権者の集団的な利益を保護することを目指す。

我が国の立法過程を振り返って見ると、1986年に公表・施行された「企業破産法（試行）」は、債権者委員会制度を設けず、債権者委員会に関連する債権者会議及び債権者会議主席制度について定めた。それに関連し、最高人民法院の1991年に公表・施行した「〈中華人民共和国企業破産法（試行）〉の貫徹執行について」においても、「企業破産法（試行）」の当該規定を超えなかった。その後、最高人民法院の2002年に公表・施行された「企業破産事件の審理上の若干問題についての規定」の中に、債権者会議主席制度に配慮を行い、39条において、「・・必要な際に、人民法院は、複数の債権者会議主席を指名し、債権者会議主席委員会を設立する」と定めた。この委員会が債権者会議主席に立脚し、かつ、その職責について明確な法規定が有しないことから、依然として、これが主要な履行すべき手続として理解しうる。しかし、司法的実務において、例えば、大鵬証券有限責任会社の破産清算事件において、債権者会議主席委員会が財産の

¹ 筆者紹介：許勝鋒，男，1977年生まれ，法理学博士学位取得，中倫法律事務所高級パートナー；李成文，男，1980年生まれ，民商法学博士学位取得，中倫法律事務所非權益パートナー。

² 斉明：「倒産再建における会社の整頓について—アメリカの経験及びその教訓」当代法学2009年2号。

換価計画案を調整し、破産手続における重大な事項に対し審議を行い、また、債権者会議の閉会期間において、債権者会議主席委員会は、定期的に、会議を開催する方法で、その職責を履行した³。これは、債権者会議主席についての法的な位置付けを突破したもので、また、将来、公表・施行する「企業破産法」における債権者委員会制度の運行のための参考になるものであった。

2006年に公表・施行された「企業破産法」67条によれば、「債権者会議は、債権者委員会の設立について決定することができる。」また、そのあとの68条、69条は、債権者委員会が職権を持つこと及び管財人が職責を履行する際に、債権者委員会に報告しなければならないといった二つの側面から、債権者委員会の役割を定めた。その中の、債権者委員会の設立及びその職権についての内容から出発すると、「企業破産法」における債権者委員会については、次のように定義できる。すなわち、「債権者委員会は、債権者の共同意思に従って、債権者会議を代表し、職権の範囲内で、管財人の活動及び倒産手続の合法性、公平性について日常的な監督を行い、倒産手続において、債権者会議の授権により、関連事項の解決について処理する常設機関である。」⁴

二、債権者委員会の制度的価値

(一) 債権者間の利益の調整

債権の発生要因の多様性が故に、債権者会議と株主総会の価値目標の間に重大な差異があるけれども、株主の間には、共同の目標が存在し、募集の方式で会社を設立する場合には、もっとそうであり、意見の一致が相対的に形成しやすいし、また、関連事業の展開による利益に向けて動くようになっている。しかし、債権者の場合、この特徴を持たず、債権者資格の獲得は、受動的な過程であり、倒産手続において、全額弁済を獲得し得ない恐れがある場合にはもっとそうであり、よって、考えるべき問題は、もし債務者の資産がすでに全部の債務を弁済し得ないのであれば、この際に、任意の債権者が自分の権利を行使する行為というのは、その行為が他の債権者にとって利益をもたらすうるにもかかわらず、他の債権者による合法的な反対を招きやすいとのことである。このような場合、債権者間の利益上のバランスをいかに調整するかは、倒産手続の順調な進行に関わる重要な事項である。これに対し、債権者委員会制度は、債権者が権利を履行する際に、お互いに交渉するフォーラムを提供することを目的とし、実際に存在するトラブルを調整・解決することを通じ、倒産手続の進行を有効に促進する。「企業破産法」67条によれば、「・・・債権者委員会は、債権者会議により選任された債権者代表と一名の債務者側の労働者代表または労働組合の代表から構成し・・・」、要するに、これは、労働者である債権者と他の債権者との間の利益の調整を念頭にした規定である。他方で、前述の条文で、労働者以外の債権者委員会の会員が、債権者会議により選任された債権者代表により構成されると定められているのであれば、司法実務において、そのうちの債権者代表は、ほとんどの場合、債権額の大きい債権者であり、特に、金融機関債権者であることから、債権額の小さい債権者の権利が保障されにくい嫌いがあり、かかわる議論が、債権額の小さい債権者の利益に対する調整まで及んでいない。この点について、将来の司法解釈の中で考慮されるべきであると、考えられる。

(二) 債権者の集団利益の保護

債権者の分散性及び利益の矛盾性といった特徴のため、債権者らは、統一の経路を通じ、債権者以外の者に向けて意見を表出しにくく、多数の場合、一致した行為を形成しにくいのである。ところが、債権者委員会の設置を通じ、債権者は、そのうちの重要な問題について、個別の債権者でなく、債権者全員の名義で債務者などの関係者と交渉したり、利益を守ることができる。他方で、「企業破産法」23条によれば、債権者会議は、管財人に対し監督権限を持つが、しかし、「債権者会議は、会議型の機関として、権利の行使及び職責の履行において、時間的な制限を受けており、閉会期間においては、権利を行使したり、職責を履行することができないため、債権者会議は、倒産手続に対し日常的な監督を行うことができない。」⁵としており、つまり、債権者会議の監督は、生まれ付きの欠陥を持っているのである。人民法院も監督権限を行使することができるけれども、人民法院の裁判負担が重いとの状況の中で、受動的な仕方、重大な事項また

³ 鄧基聯（編集）『有価証券会社の破産清算事件についての審理実務』人民法院出版社2008年、127頁。

⁴ 王欣新『倒産法』中国人民出版社2011年、210頁。

⁵ 李曙光「債権者委員会」法制日報2007年11月8日。

は異議のある事項について決定するしかなくいため、法院だけを通じ管財人の行為について監督を行うことになると、疎かにすることも生じるだろう。これに対し、債権者会議の主席の機能は、主に、債権者会議の司会及び申請に応じた招集に止まることから、債権者会議を代表し、倒産手続及び管財人の仕事について日常的な監督を行うことができない。常設機関としての債権者委員会であれば、前述の欠陥をうまく克服し、日常的な監督機能を実現することができるだろう。

(三) 倒産手続のコストの削減

債権者会議は、債権者の集団的な意思の表示機関であり、管財人に対し監督権限を持つ。しかし、債権者会議が職責を履行することは時間の制限を受けており、閉会期間においては職責を履行することができない。もし管財人が債権者の利益に大きな影響を与えるような事項を実施しようとするたびに、債権者会議に報告するよう要求すると、債権者会議を頻繁に開催しなければならない。また、関わるコストを費やさなければならない。それとともに、債権者会議のための準備または関連作業も管財人の仕事の一部となり、倒産手続の効率を大いに影響することになる。そのため、債権者会議の頻繁な開催は、経済的でないだけでなく、倒産手続の効率的な推進に不利である。もっとも、管財人が自らの利益または能力により、不当にまたは不法に行為し、よって、債権者などの関係者の利益を侵害することになるため、管財人は相応的な監督を受けなければならない。もし債権者会議の常設機関である、債権者委員会のほうから、管財人が職責を履行する行為に対し日常的な監督職責を履行することになると、債権者の利益を保護できるだけでなく、倒産手続のコストを大いに減少し、倒産手続の効率を向上させられるだろう。

(四) 倒産手続の公平さの維持

倒産手続は、債権に対する集団的な弁済手続の一つとして、債務者の全財産について公平な仕方処理することによって、債権者などの利害関係者の利益の最大化を目指す。この過程において、債務者の財産が債務弁済の基礎であり、管財人が債権者の財産に対し換価、処理及び管理などの活動を行うことになるが、それ自体は、債権者が最終的にどれぐらいの金額で獲得できるかについて、重大な影響を及ぼす。このような債権者自身の利益への直接的な影響力からすると、管財人は、すべての利益の連結点であると言うことができ、その職責の履行状況は、倒産手続の公平さの維持の面で、不可欠であり、また、とても重要な意義を持つ。倒産手続において、管財人は、各種の利害関係を超えて、中立性を維持しなければならないが、しかし、実際のところ、「企業破産法」130条において定められたような、仕事上の勤勉義務、忠実義務を違反し、債権者の利益に損害を与える可能性は必ずしもないとはいえない。これに対し、債権者委員会のほうで、債務者の財産についての管理及び処理を監督しておく、ある程度、管財人が規律正しく職責を履行するように働きかけることができるだけでなく、財産の流失を防止したり、流失した財産を追い回したりすることができ、また、持続的な経営活動において、財産価値を増加した場合は、財産の処理において、財産価値の最大化を実現することができる。このように、債権者委員会の有効な運営は、債権者利益の保護だけでなく、倒産手続の公平さの維持にも有利になるのである。

三、我が国の債権者委員会制度の運営

債権者委員会は、その運営過程において、不可避免的に、債権者会議及び管財人との間の法律関係の問題に直面する。よって、債権者委員会と債権者会議及び管財人との間の法律関係について明らかに検討してこそ、債権者委員会制度がうまく作用し、制度的価値を実現することができる。

(一) 債権者委員会と債権者会議

現代以降の倒産法理念は、債務者の救済に偏り、債務者の法的地位に十分な重視を与えており、かといって、公平な債権弁済という価値を否定するのではなく、いかに債権者の積極的な参加を確保するかは、やはり倒産手続の当然の要求である。債権者が法に従って自分の主張を行ったり、または権利を行使できるような経路を欠けている倒産手続というのは、公正な倒産手続であると言えない。他方で、倒産手続は、何と言っても債権に対する集団的な弁済手続であるから、団体の形式で権利を行使することが必要であり、この法的団体は、まさに債権者会議である。

「企業破産法」の関連規定によると、債権者会議は、法によって債権を申告する債権者から構成され、債権者の共同利益を保障することを目的とし、債権者の倒産手続の参加権を実現し、倒産

に関する事項を討論・決定し、債権者の意思を表明し、債権者の行為を調整する倒産議事機関である。債権者会議は、倒産手続において重要な位置を占めており、債権者が倒産手続に参加し、自らの利益を保護する自治団体である。⁶

「企業破産法」67条では、債権者会議は、債権者委員会の設立を決定することができることと定めた。同法61条は、債権者会議は、債権者委員会の委員を選任し、変更することができることと定めた。見て取れるように、倒産手続において、債権者会議は、債権者委員会を設立するか否かを決定する機関であり、その設立は、債権者会議の自治の範囲に属される。しかし「企業破産法」67条から69条までの定めによれば、債権者委員会が主に行使する権利としては、債務者の財産についての管理、処理を監督し、倒産財産の分配を監督し、債権者会議の開催を提案するなどが挙げられ、また、このような職責を履行する中で、債権者全体の利益を維持するため、倒産手続の進行を監督するのである。ところが、債権者委員会が職責を履行する際に、どのような名義を持っているのか、すなわち、債権者会議の授權代表としてなのか、それとも、独立した機関として権利を行使するかは、理論上、まだ異議がある。⁷司法実務において、債権者委員会は、ほとんどの場合、債権者会議の付属機関として職責を履行している。

他に、「企業破産法」は、債権者会議が債権者委員会に対し委託することのできる他の職権範囲について、明らかに定めていない。「企業破産法」61条の定めによれば、債権者会議は、以下のような職責を履行することができる：(1)債権を照合すること；(2)人民法院に対し、管財人を変更し、管財人の費用と報酬を審査することを申請すること；(3)管財人を監督すること；(4)債権者委員会の委員を選任し、変更すること；(5)債務者財産の管理案を採択すること；(6)再建計画の決議；〔7〕和議案の決議；(8)破産財団の換価案の決議；(9)倒産財産の換価案を採択すること；(10)倒産財産の分配案を採択すること；(11)人民法院が債権者会議により行使されるべきであると認める他の職責。ところが、そのうち、どの権利が債権者委員会に行使するよう委託することができるかは、立法上、まだ明らかな定めがないため、実務において、論議の対立が生じている。第一の見解では、債権者会議は、「企業破産法」68条1項4号の定めにより、債権者委員会に対し、企業破産法61条1項(2)(3)(5)号に定められた債権者会議の職責を履行するよう委託することができることとされている。第二の見解では、債権者会議は、債権者委員会が前述の職責を履行する以外に、「企業破産法」61条1項(8)(9)(10)号の定めた関連方案においての、非実質的な調整事項について、債権者委員会のもとで討論・採択するよう授權することができることと主張している。⁸我々は、まず、前述の「企業破産法」61条所定の権利が債権者会議の専属する権利であるか否かを考慮し、もし専属する権利に属さない場合、債権者委員会が行使するよう授權するに当たって、債権者権利の最大化を立脚点としなければならないと考える。もし人民法院に対し管財人を変更し、管財人の費用と報酬を審査するよう申請する職権について、債権者会議が債権者委員会に対し委託することになれば、管財人のかかわる行為に対しよりよく監督を行うことができる。債権者委員会が倒産手続の進行についての日常的監督を行うことを通じ、債務者の生産経営状況に対し十分に理解することができ、よって、債権者委員会が債務者の経営活動の継続または停止について決定するのも、合理的であるといえる。他方で、債務者財産の管理案、倒産財産の換価案及び配当案というのも、倒産手続の進行において、反復的に交渉する必要があり、債権者委員会が前述の方案について非実質的な調整を行うのも、倒産手続の進行に都合がいい。そのため、我々は、前述の、第二の見解がより合理的であると考え。もちろん、司法実践において、個別案件の具体状況にしたがって、債権者会議の私的自治を尊重すべきであり、立法から、これに対し不要な関与は排除すべきである。

(二) 債権者委員会と管財人の関係

管財人制度は、先進国家の倒産法制度における成熟した法制度の一つであり、当該制度についての「企業破産法」の導入は、我が国が国際慣例と整合する一つの優良な糸口となっており、また、一つの画期的な進展である。この理念に基づき、「企業破産法」13条、23条及び25条における管財人及びその地位についての規定は、基本的に、倒産手続における管財人中心主義を反映

⁶ 王欣新『倒産法』中国人民大学出版社2011年、202頁。

⁷ 鄒海林「わが国の新たな破産法と債権者自治」法学家2005年2号。

⁸ 周荊、張君「債権者委員会への債権者会議の適当な授權」王欣新(編集)『破産法シンポジウム(第六巻)』法律出版社2011年、374頁。

した。⁹「企業破産法」の中で、債権者委員会と管財人の法律関係に関する条文は、主に、23条、68条及び69条である。管財人が財産について管理、処理、分配し、また、債権者の利益に重大な影響を与える財産について処理する際に、債権者委員会の監督と制限を受けなければならない。そのため、債権者委員会と管財人の関係は、監督と被監督の関係である。「企業破産法」が債権者委員会の職権を決める際に、債権者委員会に対し債務者財産の管理、処理についての職権を概括的に付与するだけでなく、債権者会議の授権により、一部の実体的職権を行使することができるとした。同時に、もう一つの視点から、管財人が職責を履行する過程において、債権者委員会に報告すべき事項に関して列挙した。

「企業倒産法」69条の定めによると、管財人が次のような行為を実施する場合、即時に債権者委員会に報告しなければならない。具体的に、(1)土地、住宅などの不動産権利の譲渡、(2)鉱脈探査権、採掘権、知的財産権などの財産権の譲渡、(3)全部の在庫または経営の譲渡、(4)貸金、(5)財産担保の設定、(6)債権と有価証券の譲渡、(7)債務者と相手の当事者による履行が完了していない契約の履行、(8)権利の放棄、(9)担保物の取り戻し、(10)債権者権利に対し重大な影響を持つ、他の財産処分行為が挙げられる。しかし、債権者委員会が監督権限を行使する過程において、見解の不一致が生じうる点として、前述の条文における「報告」をいかに理解するということがある。一つの観点は、もし報告であれば、この種の行為が履行されたあと、債権者委員会に告知するのみで良いとするのに対し、もう一つの観点は、関連事項を実施する前に、あらかじめ報告し、債権者委員会により異議がなされていない際のみ、実施しなければならないとしている。つまり、債権者委員会への報告として捉え、もし反対がなければ、管財人が持続的に処分することができるが、反対がある場合には、管財人または債権者委員会は、債権者会議を開催し、討論するよう提案することになるのである。¹⁰これらの意見に対し、我々は、債権者会議の常設機関としての債権者委員会の職権について、立法上、すでに定められ、権利が有効に行使できるように、その法的権限も明らかになっているが、この条文に列挙された職権は、多くの債権者の法的権利に対し重大な影響を与えることから、もし単なる一種の報告として理解し、また、報告の時間をこの決議の実行以降にすると、この制度自体が形骸化する恐れがあると考える。他方で、それに関連する事項が一種の報告であるが、しかし、債権者委員会は、やはり異議申し立ての権利を有し、また、異議申し立ての権利により、監督権を行使することができることを考えると、¹¹その職権は、事前の審査と批准として捉えるべきであり、つまり、関わる期限内において、債権者委員会が、提出された報告事項について異議を申し立てない場合に限り、管財人が実行することができる。同時に、倒産手続において経営行為に関する特殊の状況が生じうることを考慮すると、債権者会議または債権者委員会が管財人に対し授権することにより、一定の限度額内の事項について事後的に報告されることになれば、倒産手続の効率を確保することができるともいえるだろう。

四、我が国の債権者委員会制度の補完

(一) 債権者委員会の法的地位の明確化

現代以来、倒産法の立法理念は、単純な債権者保護主義から、債権者・債務者・投資者及び公共利益の全体保護主義へ転換しているが、にもかかわらず、債権者利益への十分な保護が倒産法制度の基礎として位置付けられ、反映されることは変わらない。さもなければ、倒産法制度の全体の立法目的が実現しがたい。法律は、倒産手続において最も重要な参加者である、債権者の参加権と選択権を十分に、完全に、有効に保障するような仕組みを確立すべきであり、このことは、債権者委員会が自分の名義で独立に仕事を行うことを必要とする。しかし、我が国の司法実践において、債権者委員会の設立について、債権者会議が決定権を持っており、設立されたとしても、それは、臨時的な機関であり、独立性を持たず、債権者会議の付属機関として存在し、本来の意味での法的主体でない。これは、独立な法的地位を持つ管財人と明らかに異なり、職権の行使、債権者利益の保護、管財人の業務への監督などの面において役割を發揮するのに、極めて

⁹ 鄒海林「新たな企業破産法及び管財人中心主義」華東政法学院学報 2006年6号、122頁。

¹⁰ 李大何、李大軍「破産法における債権者委員会の地位について」海南大学学报・人文社会科学版 2011年6号。

¹¹ 王衛国『倒産法精義』法律出版社 2007年、200頁。

大きな制限となる。また、現行の法規定によれば、債権者委員会の決議がどのような法的効力を持つかについて、まだ明らかでない。このような状況のもとで、再建計画、債務者経営案、倒産財産分配案の作成など、専門性の高い交渉において、深く参与しにくいし、債権者全体の利益を代表し、他の者と碁を打つ（競い合う）ことができなくなる。もしより独立な法的地位を付与すれば、倒産手続における債権者の交渉能力と参加度が大きい向上することが予想されるし、主として債権者利益の保護に有利である。注意していただきたいのは、中国銀監会弁公庁は、2016年7月6日に、「銀行業金融機関債権者委員会が関わる業務を充実に履行することに関する通知」を公表し、その中には、金融機関債権者が困難企業を対象に、債権者委員会を設立することについての定めがあった。すなわち、債権者委員会が債務整理を実施する場合、多数の利害関係人と関係者の支持、市場の主導、安定の維持に関する措置を採用し、企業の発展に有利な条件を積極的に設け、銀行と企業間のwin-winを達成しなければならないとした。それとともに、銀行業金融機関債権者委員会の委員は、債権者委員会による拘束力のある法律文書として債権者契約を締結しなければならないと定めた。これらから分かるように、前述の規定は、倒産手続における債権者委員会制度のための良い参考になり、類似的な関連規定について、将来の司法解釈のなかでも採用されるべきであろう。

（二）再建制度における債権者委員会の役割への重視

「企業破産法」は「一庁三室」の総則-分則の立法モデルを採用している。債権者委員会制度は、総則に定められている以上は、更生、和解及び破産清算手続においても当然に、適用すべきであり、また、「企業破産法」においては、「管財人、債務者の関係者が法の定めを違反し、監督を拒否する場合、債権者委員会は監督事項に関し人民法院に対し決定を申し込むことができる」と明らかにしたが、しかし、立法上の債権者委員会の職権は、単に債権者財産の管理及び処理への監督、倒産財産の分配への監督、債権者会議の開催についての提案、債権者会議の委託による他の職権など、四種類の職責に関連するだけで、再建手続の中の関連事項に関し特別な定めを置いていない。また、実務において、債権者委員会は、債権者会議の授権により、債権者会議の職権の一部を履行する機構であることから、その役割は、主に、倒産財産の管理、処理及び分配への監督権に集中し、当事者間で碁をうつために更生手続に直接に参加するのではない。実務の中で、これは、一つの誤解を引き起こしやすい。すなわち、債権者委員会は破産清算手続における制度であるが、他方で、和解手続と更生手続においては、債権者委員会を設置する必要がないということである。

実際のところ、再建制度は、アメリカから生まれており、アメリカの再建制度は、利益関係人が手続において十分に計算を行うことをより強調し、再建手続への管財人の影響を制限し、再建案件において、債務者による自己管理が通常であり、我が国の管財人中心主義の理念とある程度異なっている。このような状況のもとで、債権者委員会の職責が広く、その制度的価値が十分に重視する価値があり、また、実際の運営過程において、重要な役割を發揮している。しかし、我が国の立法上、再建手続の監督者としての、債権者委員会は、再建手続全般における、債権者利益に関する重要な問題に対し、例えば、再建計画の作成及び執行など、実質的な介入と把握が欠けている。倒産手続の中で、集団的な債権者利益に関する重要な交渉と競争の過程において、一方の利益主体としての有効な参加は難しく、債権者利益の利益が軽視されがちである。そのため、制度の設計上、再建手続においての、債権者委員会の職能を拡大し、債権者利益全体に対し有効な保護を達成すべきである。また、再建手続において債権者委員会がより多くの職責を履行することになれば、例えば、債権者代表が管財人とともに、債権調整案と弁済案などについて交渉し、一致した意見を得た上で、管財人を援助して、債権者との交渉、投資人の選別などの業務を実施すれば、当該事項についての債権者会議の評決にも有利になり、再建の効率を向上させるだろう。

（三）関連制度の補完を通じた、債権者委員会の順調な運営の推進

実務の中で、注意の引かれたもう一つの重要な問題は、債権者委員会が仕事を行う際に、発生した費用について、いかに捉えるかの問題である。「企業破産法」の定めによると、債権者が債権者会議に参加する費用は、倒産費用に属さなく、債権者が自分で負担すべきであるが、しかし、債権者委員会が仕事を行うため生じた費用の問題については、実務の中では論争がある。ある見解によれば、「企業破産法」が関わる費用について、倒産費用または共益債務に属すると明確に定めていないことを鑑みると、債権者の自己負担であるべきであることに對し、もう一つの

見解は、債権者委員会が職責を履行する目的は、債務者の財産価値の最大化にあり、すなわち、全ての債権者の共同利益のため、仕事を行うため、その過程で生じた費用は、倒産費用として債務者が負担しなければならないとする。我々は、「企業破産法」がこれらの費用の負担について明確に定めていないが、このような費用発生目的からすると、債権者の集団的な利益のためであれば、債務者が負担すべきであり、さもなければ、実務において、債権者が債権者委員会の委員に担当することを遠慮し、または、担当したとしても、業務費用の支えがないため、形骸化され、所定の役割を發揮できなくなると考える。

他方で、債権者委員会の委員が、専門知識を欠けているが故に、管財人を監督する過程において、交渉する際に、障害に直面する可能性があり、場合によっては、誤解が生じるかもしれない、債権者手続全般の順調な進行に不利な影響を及ぼすことになる。また、「企業破産法」の中で、再建計画についての規定がわりに少なく、個別の事案の中で、評決に提出される再建計画の条文がわりに簡単であるが故に、弁済率を確定する際に、法律の強行規定に違反しないが、債務者財産を処理しない中で、単に管財人により招聘された評価機関の作成した模擬倒産清算状態における評価報告及び債権弁済能力についての分析報告を通じて確定することが、合理的であるか否かについては、債権者委員会の成員が専門機関でないから、判断しがたい。これに対し、一部の債権者(財産担保のある債権者)が自己利益を考慮し、単に、財産評価の価値が低いと原則的に提出し、評価方法と評価過程などの事項について考慮しないことになれば、再建手続の順調な推進に影響し、関連する利害関係者の利益を損害することになるだろう。逆に、もし債権者委員会が独立した仲介期間を招聘し、その援助を借りてかかわる仕事を行えば、管財人及び債務者の行う業務について監督し、債権者が再建計画について審査、評決する際に合理的な判断を行うことができ、全体的に、再建手続の推進が順調になり、これは、まさに、再建制度の市場化の当然の論理であるのである。